

## 伊賀市公告

自動販売機設置事業者の募集に当たり、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市自動販売機設置事業者募集入札実施要綱（平成23年伊賀市告示第13号）第5条の規定により公告する。

令和8年2月13日

伊賀市長 稲森 稔尚

### 1 入札物件

物件番号	所在地	施設名称	最低入札価格(円) ※年額	入札区分
8-1	伊賀市緑ヶ丘東町920番地	伊賀消防署②	11,000	新
8-2	伊賀市種生3137番地1	青山ハーモニー・フォレスト	1,000	再
8-3	伊賀市長田4617番地3	浄化センター①	1,000	再
8-4	伊賀市四十九町831番地	上野総合市民病院③	1,000	再
8-5	伊賀市四十九町831番地	上野総合市民病院④	1,000	再
8-6	伊賀市治田3547番地の13	さくらリサイクルセンター②	6,000	再
8-7	伊賀市平野山之下380番地5	伊賀市総合福祉会館②	3,000	再
8-8	伊賀市上野丸之内122番地の1	上野公園	18,000	新
8-9	伊賀市ゆめが丘七丁目13番地	上野南公園	18,000	新
8-10	伊賀市下友生3006番地の1	しらさぎ運動公園	18,000	新

### 入札区分

新・・・延長期間満了又は新規設置による入札

再・・・入札不調又は事業者が延長希望しないことによる入札

### 2 使用許可期間（設置期間）

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して、支障がないと本市が判断する場合は、設置の現状を変更しないことを前提として、当初許可から引き続き5年を限度に1年ごとに使用許可の更新を行うことができるものとする。都市公園内においては、3年を限度に1年ごとの更新を行うことができるものとする。

ただし、施設の統廃合又は管理主体の変更等に伴う用途変更又は用途廃止の場合には、使用許可の更新を行わないものとする。

### 3 入札参加資格要件

(1) 本市内で清涼飲料水等の販売をしている者（自動販売機の設置管理又は商品補充等を管理委託している者を含む。）で、本市に本店、支店又は営業所（以下「販売拠点」という。）を置い

ている者であること。本市に販売拠点を置いていない場合にあっては、入札を実施するスペース（以下「物件」という。）へ現在自動販売機を設置している者に限る。ただし、後者の場合、入札に参加できるのは、現在自動販売機を設置している物件のみとする。

- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (3) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営又は管理委託する期間が過去1年間以上の実績を有していること。
- (4) 本市の指定する税を滞納していない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員等でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体及びその団体に属しない者であること。

#### 4 関係資料の配布及び質疑回答

- (1) 期 間  
令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）まで（土、日、祝日は除く。）
- (2) 場 所  
伊賀市四十九町3184番地  
伊賀市役所 本庁4階 財務部資産経営課
- (3) 時 間  
午前8時30分から午後5時まで
- (4) 配布資料
  - ① 伊賀市自動販売機設置事業者募集入札実施要領
  - ② 伊賀市自動販売機設置事業者募集入札物件一覧
  - ③ 伊賀市自動販売機設置事業者募集入札物件別仕様書
  - ④ 伊賀市自動販売機設置事業者募集入札の概要
  - ⑤ 伊賀市自動販売機設置事業者募集入札様式集

上記の配布資料は、伊賀市ホームページからも入手可能
- (5) 質疑回答  
質疑は、回答先を記入の上、質問事項を箇条書きにした書面を提出すること。ただし、軽易なものには口頭でも可とする。  
回答は、回答先に書面にて行う。ただし、軽易なものは口頭で行うものとする。

#### 5 入札参加申請の受付

- (1) 期 間  
令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）まで（土、日、祝日は除く。）
- (2) 場 所  
伊賀市四十九町3184番地  
伊賀市役所 本庁4階 財務部資産経営課
- (3) 時 間  
午前8時30分から午後5時まで
- (4) 申請方法
  - ① 入札参加希望者は、申請受付期間内に入札参加申請書その他必要書類を受付場所へ提出するものとする。

- ② 持参に限る。
- (5) 提出書類
- ① 入札参加申請書
  - ② 入札参加申請受付済証<入札参加証>
  - ③ 誓約書
  - ④ 自動販売機設置（経営）状況報告書
  - ⑤ 店舗所在位置図
  - ⑥ 入札使用印鑑届 ※代表者印を使用する場合でも提出すること。
  - ⑦ 現在事項全部証明書（法人の場合）  
※法務局発行のもので、申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限る。
  - ⑧ 営業証明書 ※営業していることの届出があったことの証明
  - ⑨ 納税証明書  
※未納税額のない証明  
※申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限る。
- 本市に本店を有する者
- ・全ての市税（未納税額のない納税証明書）=伊賀市発行
- 本市に支店、営業所、出張所等を有する者
- ・全ての市税（未納税額のない納税証明書）=伊賀市発行
  - ・消費税及び地方消費税（未納額のない納税証明書その3）=所管税務署発行
- 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する者
- ・全ての県税（未納税額のない納税証明書）=所管県税事務所発行
  - ・消費税及び地方消費税（未納額のない納税証明書その3）=所管税務署発行
- その他の者
- ・法人税、消費税及び地方消費税（未納額のない納税証明書その3の3）=所管税務署発行

## 6 入札及び開札

- (1) 日 時
- 令和8年3月9日（月） 受付 午前10時00分から  
入札 午前10時30分から
- (2) 場 所
- 伊賀市四十九町3184番地  
伊賀市役所 本庁4階 会議室401
- (3) 入札方法
- ① 入札参加者が入札できる件数は、制限しない。ただし、本市に販売拠点を置いていない入札参加者は、現在、自動販売機を設置している物件のみとする。
  - ② 入札会場への入室は、1業者につき1名とする。
  - ③ 入札参加者は、設置を希望する物件ごとに年額使用料に相当する金額を入札書に記載するものとする。
  - ④ 入札金額は、千円単位とする。
  - ⑤ 入札書は、持参に限る。
  - ⑥ 代理人が入札するときは、委任状を持参するものとする。

## 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格の要件を満たさない者が入札したとき。
- (2) 同一物件の入札に、他の代理人を兼ね2物件以上入札したとき。
- (3) 入札書の氏名、金額その他の用件が不明又は記名押印を欠くとき。
- (4) 入札書の金額を欠いたとき又は訂正したとき。
- (5) 入札に際して談合等の不正があったと認められるとき。
- (6) 正当な委任を受けていない代理人又は委任状を持参しない代理人が入札したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 8 入札保証金及び契約保証金

免除

## 9 落札者の決定方法

入札書に記載された金額が、本市が設定する各物件の最低入札価格以上で、かつ、最も高い金額の入札をもって落札者とする。この場合において、同一金額の入札者が2者以上あるときは、落札者の発表時にくじ引きにより決定することとする。くじ順は、申込みの受付番号の小さいもの順とする。

## 10 特記事項

本入札の執行は、伊賀市自動販売機設置事業者募集入札実施要綱の規定によるものとする。

## 11 その他

<本公告に関する問合せ先>

伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市財務部資産経営課 電話：0595-22-9610